

白河市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した令和6年度定期監査（第二期）の結果に関する報告を、同条第9項及び白河市監査委員条例第8条第1項の規定により次のとおり公表する。

令和7年12月26日

白河市監査委員 片 山 拓 央
白河市監査委員 室 井 伸 一

令和7年度定期監査（第二期）結果報告書

1 監査の対象

教育委員会事務局、教育機関、表郷庁舎、大信庁舎、東庁舎の令和6年度に係る事務執行状況

2 監査実施期間

令和7年10月17日～令和7年12月24日

3 監査の範囲

令和6年度に支出のあった委託料に係る事務執行並びに現金取扱等が適正かつ効率的に行われていたかについて定期監査を実施した。

4 監査の方法

提出された書類と資料等の内容について照合し、検討を加え、必要に応じて関係職員の出席を求め、説明を聴き取る等の手法により実施した。

5 監査の結果

今回、監査対象とした事務の執行については、おおむね適正であると認められた。なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、文書及び口頭で措置を促した。